

一般講演記載要領

留意事項

1. 一般講演者は、必ずこの原稿用紙（1演題につき1枚）を使用して下さい。
2. 原稿は、このままオフセット（写真縮小）印刷とし、校正は省略しますから、誤字、脱字等に留意のうえ、邦文タイプまたはワードプロセッサによって作成して下さい。
3. この原稿用紙は、オフセット印刷する規格で作成してありますから、上下、左右よりはみ出さないようにご注意ください。（尚枠組みの線は印刷されません）
4. この用紙の枠組みは、ワードプロセッサで作成する場合、10.5（5号）ポイントの文字で字間3.8%（1行23字）、行間5%（右下の記載実物大見本参考）にして作成すると丁度入るようになっていますが、ワードプロセッサの機種により、あるいは邦文タイプを使用するために、上記の文字の大きさ（10.5ポイント）にできない場合は、10.5ポイントに近い文字を使用し上下、左右の枠組みをはみ出さないように作成願います。

記載要領

1. 演題の記載は、1行目の4字目より記載すること。
2. 所属施設名は、演題の下、行を空けず2字目より記載して下さい。
3. 演者名は、所属施設名の次に平行して記載すること。
演者複数の場合は順次記載すること。
4. 本文は演者名の次1行を空けて記載すること。
5. 講演される方には必ず○印をつけて下さい。

記載実物大見本

学校の水飲み場における上向き給水栓内残留水の一般細菌についての考察
(札幌学校薬剤師会) ○ 札幌太郎

日常、児童生徒が使用している水飲み場の上向き給水栓が、上向きの状態で長時間放置された場合、給水栓内に残留している水は、なんらかの汚染状態にあるものと考えられる。

今回我々は、札幌市内の小学校20校を検査対象として、1校あたり5カ所の給水栓から採水して検査した。給水栓内に残留している水は、長時間にわたった溜まり水との認識から、食品衛生法の基準に準拠した方が妥当と考え、同法の一般細菌の基準である「標準寒天培地を用い、48時間培養し細菌数100個以下」を判定基準とし、協会としては、この基準を超えたものを、飲用不適と判断した。

その結果、細菌数が100検体中25検体が基準値をオーバーし飲用不適となった。学校別では5カ所の給水栓すべてが飲用適の学校は10校で50%にすぎなかった。5カ所すべてが飲用不適となった学校も1校あった。改善策としては、毎日放課後給水栓の蛇口を下に向ける。水を飲む場合は、必ず放流した後に飲用する習慣をつけさせるよう、関係者の努力と協力をお願いしたい。